令和３年５月オレンジ勉強会

刑事事件控訴事件：弁護人が控訴することを想定

令和３年５月２１日
担当：尾形

第１　控訴の申立て

第３７３条　控訴の提起期間は，１４日とする。
第３７４条　控訴をするには，申立書を第１審裁判所に差し出さなければならない。

第２　弁護人選任届提出

第３　控訴趣意書提出（３７６条）

１　記載内容

（１）絶対的控訴理由（３７７条，３７８条）
ア　法律に従つて判決裁判所を構成しなかつたこと。
イ　法令により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと。
ウ　審判の公開に関する規定に違反したこと。
エ　不法に管轄又は管轄違を認めたこと。
オ　不法に，公訴を受理し，又はこれを棄却したこと。
カ　審判の請求を受けた事件について判決をせず，又は審判の請求を受けない事件について判決をしたこと。
キ　判決に理由を附せず，又は理由にくいちがいがあること。

（２）相対的控訴理由（３７９条～３８２条，３８３条）
ア　訴訟手続に法令違反がある場合（３７９条）
イ　法令の適用に誤りがある場合（３８０条）
ウ　刑の量定が不当である場合（３８１条）
エ　事実の誤認がある場合（３８２条）
オ　再審事由がある場合（３８３条）
※基本的にはウ，エ

（３）第一審後の事情に関する立証等
３９３条の２項は「控訴裁判所は，必要があると認めるときは，職権で，第一審判決後の刑の量定に影響を及ぼすべき情状につき取調をすることができる」として

いることから，例えば第一審判決後に示談をした，第一審判決後に再犯防止の取り組みをしたとの事情について控訴審で職権の取調べをして原判決を破棄するというパターンはある（実務上は，当事者が判決後の情状について申し立てることとなる）。

２　注意点

（１）立証予定の内容もなるべく記載する。

（２）期限を超えると控訴棄却決定がされるため（３８６条１号），延長しそうであれば，延長の申請をする。

第４　事実取調請求書及び書証の写し提出（３９３条）

期日の１週間前までに提出を求められることが通常。
注意点としては，書証及び人証（被告人質問も含む）全て通し番号で記載する。
採用の必要性（３９３条１項ただし書き，３８２条の２）を記載することが好ましい。

第５　期日

１　控訴趣意書陳述（３８８条）
裁判所から「控訴趣意書の内容を陳述しますか」と聞かれ，「陳述します」というのが慣習。

２　検察官の意見
大抵，「控訴の申立の理由がないため，本控訴は棄却されるべきと思料する」と意見する。

３　事実取調べ請求
裁判所から「事実取調べ請求書どおりでよろしいですか」と聞かれ，「はい」と答える。
その後，反対当事者の意見を聞かれる。
裁判所が，その場で審理をし，採否を決定する。

４　事実取調べ
書証については，特段，要旨の告知等はない。
証人尋問及び被告人質問については，第一審同様。

5　事実取調べの結果に基づく弁論（３９３条４項）

事実取調べをしたときは，当事者，その結果に基いて弁論をすることができる。

ただし，実際には，控訴趣意書の内容で足りているため，やらないことが多く，希望する場合には，事前に裁判所に連絡しておくことが好ましい。

6　判決期日指定

7　判決

以上